

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び
経済産業大臣が定める国内認証排出削減量(案)(概要)
(経済産業省・環境省告示)

1.趣旨

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第一条第五号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量の調整対象となる国内認証排出削減量を定めるもの。

2.概要

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。

- 1 国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量。
- 2 オフセット・クレジット制度において認証された温室効果ガスの量。
- 3 前二号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をしたもの。ただし、当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者は、当該認証に加わることができない。また、当該会議体は、認証をした温室効果ガスの量の取得及び保有を適切に管理するとともに、当該量の移転を可能とする場合にあっては、当該移転を適切に管理するものとする。

3.施行期日

平成22年4月1日。

【参照条文】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(この法律の施行に当たっての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

【参考URL】

国内クレジット制度(<http://jcdm.jp/>)

オフセット・クレジット制度(<http://www.4cj.org/jver.html>)